



なるほど!
甲南アカデミア

規制か? 啓蒙か? インターネット犯罪から 青少年を守る方策

情報化社会の進展とともに若者を取り巻く環境は大きく変化しました。特にSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を介した事件の増加が問題視されています。青少年をインターネットの有害情報から守るために、社会は、そして私たち大人は何をすればよいのか。ネットワーク犯罪や青少年有害情報規制研究の第一人者として幅広いメディアで発言し、弁護士としても活躍される園田寿教授にじっくりとお話を伺いました。

インターネットの発展に 追いつかない倫理と法律

刑事法を専門にネットワーク犯罪、児童ポルノ規制、青少年有害情報規制などを主な研究領域としています。インターネットの進歩をつぶさに見てきた法律家の一人として痛感するのは、ドッグイヤー(人間の数倍とされる犬の成長速度)と形容されるインターネットの発展に、私たち人間の倫理や法律が追いついていないということ。1990年代後半ごろから目立ち始めた青少年のネットトラブルに起因した犯罪は、2004年の佐世保小6女児同級生殺人事件によって世間の耳目を集めることとなりました。被害者である女児がホームページのチャットに書き込んだ内容が直接の原因となった点において、現在のSNSを介した犯罪の原点の一つといってもよいでしょう。しかし、あの衝撃的な事件から15年余を経てもなお、真に有効な解決策は見いだせていません。もちろん国も手をこまねているわけではなく、2018年には、青少年インターネット環境整備法が改正・施行され、スマートフォンなど携帯端末の販売業者にフィルタリング有効化措置(フィルタリングを設定して販売すること)が義務化されました。

デジタル情報は、現実が 変形した「ごまかしの世界」

インターネットは、その革新性によって人々の意識や社会構造に劇的な変化をもたらしました。情報化の加速度的流れを止めることは、もはや誰にもできません。しかし、その勢いに流されないために忘れてはならないことがあります。それは、デジタル情報は、「ごまかしの技術」だということです。そこには、私たちが生きる現実世界の匂いや味、温度、感触、何となく感じる場の雰囲気といった複雑で繊細な情報はありません。みずみずしく生き生きとしたアナログ情報がすべてそぎ落とされているからです。



最近では、4Kや8Kといったスーパーハイビジョン技術によって美しく精緻な映像を楽しむことができるようになりました。まるでそこに実物が存在するかのようになりリアルに見えますが、いかに高解像度の映像であつてもたとえば花の香りが漂うことはありません。おいしいその料理の映像も実際に味わうことはできないのです。バーチャルリアリティは、その最たるものといえるでしょう。すべては、「幸福な錯覚」なのです。「デジタル世界に取り込まれたとき、現実変形される。そこにあるのは、ごまかしの世界であり、決して現実ではない」。この厳然たる事実を子どもたちに教えるところが、私たち大人が果たすべき役割だと考えます。デジタル化によって現実はどうにも変形されるのか。その変形のプロセスを丁寧に教えることができれば、子どもたちがネットトラブルや犯罪から身を守る力になるはず。です。

皮肉にも、情報過多の時代が 情報の「貧困」を招く

かつての日本では、犯罪原因の多くを物質的貧しさが占めていました。しかし現代は、人間関係の貧しさが重大な犯罪原因となっています。SNSを介した青少年事件やストーカー犯罪などの根底には、情報過多の時代にありながら、人間としてどのような行動をすべきかを判断する基礎となる情報そのものの不足があるように思えてしかたありません。先ほどデジタルは「ごまかしの技術」だとお話ししましたが、コミュニケーションにおいても同じことが言えます。実際の会話では、言葉の内容とともに声や表情、ジェスチャーなど全人格的な表現を受け渡してきますが、インターネット上の文字情報では、それらがそぎ落とされてしまします。みなさんもメールの文面が過度に丁寧になったり、LINEにスタンプを多用してしまつた経験があるのではないのでしょうか。誰しも相手に誤解されるのではないかという潜在的な不安を感じている証拠です。子どものころからリアルな体験が不足したままデジタル情報にばかり触れていると行動判断の基礎となる情報「貧困」を招きます。情報過多の時代に情報不足に陥るといふ皮肉な現象が、他者の心を推しはかる能力の成長を阻害し、最悪の場合には、「人間関係の貧しさ」による犯罪という悲劇を招くことを忘れてはなりません。

そうならないために、子どもが親に絶対的な信頼を寄せる小学校中学年ころまでにアナログ情報にたっぷり触れさせてほしいと思います。美術館で絵画を見たり、コンサートホールでライブ演奏を楽しんだり…。思いきり外遊びをするのも、サッカー場や野球場で観戦するのもいいでしょう。親の干渉を嫌い始める思春期までは、子どもの行動をしっかりと監視するとともに、この世界がいかに豊かでみずみずしい情報に満ちているかを多くの実体験を通じて教えてください。「現実」や「本物」に触れれば触れるほどデジタル世界の「ごまかし」を見抜き、スマホやインターネットを有効に使いこなす力が養われます。



過度な規制に抗い、青少年の 自律性を育む社会へ

インターネットの急激な発展に比べて法律の改廃には長い時間がかかります。

しかし、現実の犯罪にすぐさま対応できないからといって法律を拡大解釈して適用する傾向には警戒が必要です。特に刑法の領域において法律を踏み込んで解釈しようとする動きが顕著にみられますが、それは三権分立の原則に鑑みて非常に危険だと言わざるを得ません。人々の処罰感情がどれだけ強くても、「現行法の範囲では無罪にするしかない。処罰するためには法改正が必要」という本来の道筋から逸脱してはならない。この点については、刑法の専門家として警鐘を鳴らし続けたいと思います。

また、青少年を保護するためなら何でも立法化してよいという考え方にも危うい側面があります。地方自治体によっては、スマホの利用時間や利用方法を細かくルール化する動きが見られますが、これは本来、それぞれの家庭が対処すべき問題です。昔に比べて家庭や地域コミュニティの連帯感が希薄化しているため行政の介入が必要な場合もありますが、過剰な規制は、子どもたちの自律性の軽視につながりかねません。先ほどからお話しているようにアナログ情報に触れさせながら、スマホやネット利用に関する教育と啓発を丁寧に行うことに力点を置くべきです。

インターネットに弊害があつても法律の拡大解釈や過度な規制によって民主主義の根幹である表現の自由や情報の流通を損なつてはならない。これもまた青少年の未来を守るために、私たち大人に課せられた使命なのです。



法科大学院

そのだ ひさし
教授 園田 寿

関西大学大学院法学研究科博士課程修了。ネットワーク犯罪研究の先駆者として活躍し、2004年から現職。兵庫県公文書公開審査会委員・大阪府青少年健全育成審議会委員などを歴任。乃南アサ氏との共著『犯意』(新潮文庫)や『エロスと「わいせつ」のあいだ』(朝日新書)など著書多数。囲碁とジャズを愛する。